

# (仮称) 芝山・大黒山風力発電事業

## 環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

令和3年11月

HSE 株式会社

## 目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催 .....	2
(1) 公告の日及び方法 .....	2
(2) 開催場所、開催日時及び来場者数 .....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解	3
1. 意見の概要及び事業者の見解 .....	3

## 第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和 3 年 9 月 14 日 (火)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。(別紙 1 参照)

- ・令和 3 年 9 月 14 日付 福島民友新聞、福島民報

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。(別紙 2 参照)

- ・広報ひらた No. 755 (令和 3 年 9 月 10 日発行)
- ・古殿町行政だより No. 996 (令和 3 年 9 月 15 日発行)

##### ③ インターネットによるお知らせ

令和 3 年 9 月 14 日から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。(別紙 3 参照)

- ・福島県 ウェブサイト  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>
- ・いわき市 ウェブサイト  
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>
- ・HSE 株式会社 ウェブサイト  
<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

#### (3) 縦覧場所

##### ① 関係自治体庁舎での縦覧 (別紙 4 参照)

- ・福島県庁 生活環境部 環境共生課 (西庁舎 8 階)
- ・平田村役場 1 階
- ・古殿町役場 総務課
- ・いわき市役所 1 階
- ・いわき市役所 三和支所

② インターネットの利用による縦覧

- ・HSE 株式会社 ウェブサイト

<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 3 年 9 月 14 日（火）から令和 3 年 10 月 13 日（水）まで  
（土、日、祝日及び閉庁日を除く。）

- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は、2 名であった。

（内訳）福島県庁 生活環境部 環境共生課	2 名
平田村役場 1 階	0 名
古殿町役場 総務課	0 名
いわき市役所 1 階	0 名
いわき市役所 三和支所	0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙 1 参照）

(2) 開催場所、開催日時及び来場者数

- ・上山婦人・若者等活動推進施設（古殿町山上字竹貫田 200）  
開催日時：令和 3 年 9 月 23 日（木・祝） 19：00～20：30  
来場者数：5 名
- ・大久田多目的集会センター（古殿町大久田字石神 52）  
開催日時：令和 3 年 9 月 24 日（金） 19：00～20：30  
来場者数：5 名
- ・上三坂公民館（いわき市三和町上三坂字山神前 111）  
開催日時：令和 3 年 10 月 1 日（金） 18：30～20：00  
来場者数：10 名
- ・三和公民館（いわき市三和町下市萱字竹ノ内 114-1）  
開催日時：令和 3 年 10 月 7 日（木） 18：30～20：00

来場者数：8名

・上北方集会所（平田村北方字左楯内 144-2）

開催日時：令和3年10月8日（金） 18：30～20：00

来場者数：5名

### 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和3年9月14日（火）から令和3年10月27日（水）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・HSE株式会社への書面の郵送

#### (3) 意見書の提出状況

3名の方から、3通の意見書が提出された。

## 第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

### 1. 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく、準備書について環境の保全の見地から提出された意見は、53件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>本事業については、配慮書、方法書等における調査内容や風車配置箇所について注視しておりましたが、今般の準備書において、詳細かつ具体的な計画が示されたことから、意見を述べる。</p> <p>始めに、地球温暖化対策を主な目的とする風力発電事業における CO2 削減量についてである。同等の化石燃料由来の既存施設（火力）との比較により、約 44,784t/年の削減効果が強調されているが、風力発電施設の機器製造、運搬（主に船舶）、建設等（準備書記載：作業員通勤車両＝Max112 台/日・コンクリートミキサー車＝Max128 台/日他）に係わる CO2 の排出量は評価の対象外とされており、温暖化対策への貢献には疑念を抱かざるを得ない。また、施設の耐用年数（20 年）を経過した場合の更新または撤去に伴い発生する CO2 についても排出量に含め、トータルでの評価が不可欠である。このことは、先般閣議決定（10 月 22 日）された「第 6 次エネルギー基本計画」でも触れられており、日本を代表する企業グループである御社においては率先すべき課題ではないでしょうか。（以下抜粋）「(3) 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保 (19 頁) = エネルギーの脱炭素化に当たっては、発電所の建設のための土木・建設工事のための掘削や建設機械の使用等に加え、EV や蓄電池、太陽光パネルなどの脱炭素化を支える鉱物の採掘・加工や製品の製造・運輸過程における CO2 排出を考慮する必要もあり、エネルギー供給面のみならず、サプライチェーン全体での環境への影響も評価しながら脱炭素化を進めていく観点が必要である。」</p>	<p>風力発電施設の機器製造や建設、解体等のライフサイクルにおける CO<sub>2</sub> 排出量については、「日本における発電技術のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量総合評価」（平成 28 年、電力中央研究所）を基に評価に含んでいます。事業の実施に際してもサプライチェーン全体での環境への影響を考慮しながら、脱炭素化の取り組みを進めてまいります。</p>
2	<p>次に風力発電機設置場所について、本事業区域には自然公園法（県立自然公園）、森林法（保安林）、砂防法（砂防指定地）等の森林改変に係わる規制区域は存在しないものの、北部地区の 2 基については「芝山鳥獣保護区」内並びに隣接地に計画されており、且つ、同区域は国有林野施行実施計画においても【芝山森林公園（面積＝47.38ha）1227 林班ま 1、け～え、イ、ロ 2 小班/1228 林班そ～な、イ、ロ小班】（別紙、関東森林管理局・第 6 次国有林野施行実施計画図抜粋参照）に指定され、その指定理由は「ハイキング、ピクニック、キャンプ等に適している」とされており、景観保護や公園利用者へ影響を考慮した場合、風力発電機の設置は回避すべきであり、当該 2 基の設置中止を強く求める。また、本森林公園に隣接する 1228 林班・む・う・ら 1・ら 2 各小班は「分収造林契約」に基づく分収林に指定されていることから、木材生産に係わる森林管理等を優先すべきである。</p>	<p>事業計画の検討に際しては、地形や施工性等を考慮して最大 17 基から 13 基に削減するとともに、北部地区の 2 基については、土石流危険渓流や住宅等からの離隔に留意しつつ、芝山自然公園から可能な限り離隔をとるように配置し、当該公園管理者や周辺地区のご意見も踏まえながら風車配置を検討してまいりました。また、事業地における森林管理等については、今後も関係機関と協議を行い、林道の共同利用等、木材生産に係る森林管理等にも役立つよう検討してまいります。</p>
3	<p>最後に猛禽類調査について、全 6 箇所における定点観測を実施しているが、事業区域内は大黒山山頂部 1 箇所に限定され、それ以外は周辺部の路網上となっている。その場合、風力発電機の高さを想定した飛翔高度区分（3 区分）毎の個体確認は不可能ではないか？ 具体的手法について明らかにするとともに、客観性の根拠も合わせて評価書等に示すことを求める。</p>	<p>猛禽類調査では、対象事業実施区域及びその周囲において見通しが良く、猛禽類の観察に適した地点を選定しました。また、飛翔高度区分については専門調査員がレーザー測距計（斜距離と仰角から高度差を把握）や目視確認等で判別しましたが、目視確認の際には視野内の送電線鉄塔等を参考としました。個体識別については、羽衣の状況（色彩、柄、欠損状況等）に基づいて実施しています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。</p> <p>1. (1124) の哺乳類の専門家に対するヒアリングにおいて「ヤマコウモリは樹冠のすぐ上(地上高 20~30m)を飛翔することが多く」と述べているが、そのような学術的根拠を示す国内論文はない。本種は風力発電アセスメントにおけるハイリスク種であり、極めて慎重に扱う必要があるため根拠を示してもらう必要がある。</p>	<p>頂いたご意見の全文を掲載していません。</p> <p>ヤマコウモリを始めとするコウモリ類については、事業による影響が小さいと予測されたものの、予測の不確実性が高いことから事後調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を実施いたします。</p>
5	<p>2. 「方法書についての意見の概要及び事業者の見解」において、事業者は住民等からのコウモリ類についての意見に対して「コウモリ類については、専門家から助言をもとに、現地調査、環境影響に関する予測及び評価を行うとともに」との見解が記載されているが、上記 1 から本準備書においてコウモリ類の専門家による予測評価がおこなわれた実態はない。</p>	<p>これまでにヒアリングを実施した専門家は、哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、専門家として適切であると考えています。</p>
6	<p>3. 準備書における調査結果および予測評価の妥当性に対して改めてコウモリ類の専門家にヒアリングをおこなう必要がある。</p>	<p>これまでにヒアリングを実施した専門家は、哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、専門家として適切であると考えています。</p>
7	<p>4. コウモリ類の捕獲地点において使用した「カスミ網」および「ハープトラップ」の高さと幅をそれぞれ記載すること。</p>	<p>使用したカスミ網の 1 段の高さが約 2.6m、幅が約 6m で、ハープトラップの高さは約 2.5m、幅が約 1.8m となっています。評価書ではそれぞれの高さと幅を記載いたします。</p>
8	<p>5. (585) の「コウモリ類調査の時期、実施日及び時間帯」における「バットディテクターによる調査（踏査）、サーチライト調査 2 日間（A 日～B 日）の調査が実施されているが、「時間帯」で示された時間帯内（a 時～b 時）調査を実施したのか、すなわち、A 日の a 時から B 日の b 時までの 24 時間以上連続で調査したということか、それとも A 日および B 日の 2 日間いずれも a 時～b 時に調査を実施したが明白にする必要がある。</p>	<p>調査時間帯については、589 ページに記載している通り、各調査日の日没後 3 時間以上を目安として調査を実施しています。なお、サーチライト調査の調査時間帯が「日没前約 3 時間」となっていますが、「日没後約 3 時間」の誤りですので評価書で修正いたします。</p>
9	<p>6. (585) の「サーチライト調査」において「調査時間帯は、日没前約 3 時間とし」と記載されているが、日没前の日中に 3 時間調査した結果コキクガシラコウモリとキクガシラコウモリの日中飛翔が確認された事実は極めて貴重である。このことについてヒアリングをおこなった哺乳類の専門家（大学名誉教授）の見解を記載すること。</p>	<p>サーチライト調査の調査時間帯は、「日没後約 3 時間」の誤りですので評価書で修正いたします。</p>
10	<p>7. (585) の「サーチライト調査」では「調査中は常時上空に向けてサーチライトの照射を行い」と記載されているが、(329 および 1123) におけるヒアリングでは「サーチライトによる調査は（中略）常に点灯しているとコウモリに警戒されて近づかなくなる」との意見がある。これは哺乳類の専門家であれば容易に</p>	<p>サーチライト調査では、専門家からの助言を踏まえて、バットディテクターに入感した際に照射して実施しましたので、評価書において調査手法の記載を修正いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	判断できうる指摘であり、環境省においても野生動物に光を当てることは「光害」であることが指摘されている（環境省：光害（ひかりがい）について）。事業者はヒアリング意見とは真逆となる手法を用いて調査を実施した合理的な説明が必要である。	
11	8. (585) の「サーチライト調査」において「コウモリ類を確認したら、種名（同定が可能な範囲で）、個体数、確認立置、行動、確認環境、飛行高度等を記録した」と記載されているが、これらの事項が記録可能であるか極めて疑わしい。飛行中のコウモリの「確認位置」とは空中座標を示すのか、「行動」とはすべて飛行ではないのか、「確認環境」は空中の環境区分をどのように示すのか、「飛行高度」は具体的にどのように計測したのか、「等」の具体的な記述内容を示す必要がある。	コウモリ類を目視で確認した場合には、飛行していた個体の飛行高度や個体数、及び可能な範囲での種名の記録を実施しました。具体的な内容の記載については、頂いたご意見を踏まえ、評価書において修正いたします。
12	9. (295) の住民意見 35 の見解として「コウモリ類の調査においては、フルスペクトラム方式のバットディテクターおよびマイクを使用しました」と記載しているが虚偽である。(585) の「バットディテクターによる確認（踏査）」では、事業者自ら「ヘテロダイン方式のバットディテクターを用いて」と記載している。フルスペクトラム方式のバットディテクターを用いた本調査手法を改めて1年間実施する必要がある。	バットディテクターによる確認（踏査）においては、バットディテクターはフルスペクトラム方式及びヘテロダイン方式を併用しましたため、評価書において修正いたします。また、ヘテロダイン方式についても、複数台の同時使用により、周波数帯をカバーできるような調査を実施しています。
13	10. (585) の「バットディテクターによる確認（踏査）」において「バットディテクターに入感した際、サーチライトを上空に向けて照射し、飛行しているコウモリ類を目視により確認した」と記載されているが、これはヒアリング記録から見て「サーチライト調査」の手法ではないのか、踏査しながらサーチライトを使用することは「7」で示した通り野生動物の生息に影響を与える光害（ひかりがい）行為である。	バットディテクターによる確認（踏査）においては、専門家の助言を踏まえ、バットディテクターによる入感を確認した場合のみ照射しているため、サーチライトによる野生動物の生息環境に与える影響は極めて小さいものと考えています。
14	11. (352) で記載されている「バットディテクターによる確認（踏査）」と「夜間サーチライトによる飛行確認」の調査内容の詳細が(585) で記載されている内容と手法も含めて不整合が多い。(352) では「夜間サーチライトによる飛行確認」で踏査を行うことになっているが、(585) では2箇所で開催となっている。本当に調査を行ったのか疑わしい。	専門家の助言を踏まえ、調査地域内を踏査する「バットディテクターによる確認（踏査）」と特定の場所で実施する「サーチライト調査」の2種類の調査を実施しました。ご指摘の不整合の部分については評価書で修正いたします。
15	12. 「11」の指摘理由から、承認された方法書とは異なる手法で調査を実施した理由を過程も含めて記載すること。	専門家の助言を踏まえ、調査地域内を踏査する「バットディテクターによる確認（踏査）」と特定の場所で実施する「サーチライト調査」の2種類の調査を実施しました。ご指摘の不整合の部分については評価書で修正いたします。
16	13. (585) の「バットディテクターによる確認（踏査）」において「コウモリ類を確認したら、種名（同定が可能な範囲で）、個体数、確認位置、行動、飛行高度等を記録した」と記載されているが、これらの事項が記録可能であるか極めて疑わしい。「8」同様、飛行中のコウモリの「確認位置」とは空中座標を示すのか、「行動」とはすべて飛行ではないのか、「確認環境」は空中の環境区分をどのように示すのか、「飛行高度」は具体的にどのように計測したのか、「等」の具体的な記述内容を示す必要がある。	コウモリ類を目視で確認した場合には、飛行していた個体の飛行高度や個体数、及び可能な範囲での種名の記録を実施しました。具体的な内容の記載については、頂いたご意見を踏まえ、評価書において修正いたします。
17	14. (590) の「哺乳類確認種一覧」において「モモジロコウモリ」の確認手法が空白である。確認できていない種を記載しても意味がない。	モモジロコウモリについては、哺乳類（コウモリ類を除く）調査で確認しており、評価書で修正いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	15. (590)の表下「*1「ヒナコウモリ科(20kHz)」はバットディテクターによる確認であるが、モモジロコウモリ及びコテングコウモリとはエコーロケーションの周波数が異なるために別種として扱った」と記載されているが意味不明である。モモジロコウモリおよびコテングコウモリのピーク周波数はどちらかといえば「ヒナコウモリ科(50kHz)」に該当するのではないのか、コウモリ類の超音波音声の特性について理解できているか極めて疑わしい。	調査の結果、ヒナコウモリ科で種を特定できたのはモモジロコウモリ及びコテングコウモリの2種であり、それ以外にヒナコウモリ科(20kHz)とヒナコウモリ科(50kHz)を確認しています。このうち、「ヒナコウモリ科(20kHz)」については上記2種とピーク周波数が異なるため別種として取り扱いましたが、ヒナコウモリ科(50kHz)については、ピーク周波数が上記2種に該当するため、別種としては取り扱わないこととしています。
19	16. バットディテクターによる長期間録音地点(BH1)の大黒山は事業実施区域内では高標高地(783m)である。(595)の図では10m高のマイクにハイリスク種である20kHz台の音声が多く出現しており、このことは調査地点が突出して高いことを反映していることはコウモリ類の生態学的知見(エネルギー効率)から明白である。一方で大黒山周辺に設置される風力発電機の標高は600m程度であるから、実際のブレード回転域は標高750m以下となる。従ってBH1のデータを用いた予測評価は10m高のデータを用いて予測評価すべきで予測評価をやり直す必要がある。	バットディテクターによる高度別飛行状況の調査では、標高ではなく地上高を基に考察しています。解析に当たっては専門家の助言を踏まえています。バットディテクターによる長期間録音のみではブレード内を飛行しないとは断言できないため、事後調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を実施いたします。
20	17. 「バットディテクターによる長期間録音地点」における音声解析の単位を5kHzに設定した理由を示すこと。コウモリ類の音声は同一個体であってもドップラーシフト補償、混信回避、バルスタイプ、重畳構、エコーロケーションコールとソーシャルコールによってピーク周波数または周波数帯の変調を行う。そのため通常、解析集計する周波数帯は広めに設置することが妥当である。集計ピッチを細かく設定すれば突出したデータが消えてしまい、コウモリ類の周年動態を把握するためのデータ解析としては意味がない。事業者はコウモリ類の音声構造朋生について理解できているか疑問である。	音声解析の単位については、使用する解析ソフトや他事例を参考として設定しました。
21	18. (595)の見出しは「(イ)」であるが次頁(596)の見出しは「(ア)」, (597)は「(イ)」, (598)は「(ウ)」となっている。	596~598ページの見出しはア)~ウ)であり、595ページの(イ)に続く小見出しとなっています。
22	19. 「バットディテクターによる長期間録音地点」における音声解析において、(595), (596), (597)および(598)の各推移に周波数帯別の内訳(凡例)も記載すること。周波数帯は10-30kHz, 30-60kHz, 60kHz以上の3周波数帯で良い。	ご指摘の部分について、評価書で修正いたします。
23	20. 以上のことから本準備書の内容ではコウモリ類の予測評価に資するデータが示されていない。上記の修正を行いコウモリ類の専門家の助言を得た予測評価を再度おこなうこと。	誤記の訂正や分かりにくい表現の修正などを行い、評価書でお示しします。
24	21. (666)の表下に記載されている「○:文献その他の資料で確認した種」はどれを示すのか。	文献その他の資料で確認した種はありませんので、評価書で修正いたします。
25	22. (666)の表下に記載されているコウモリ類の抽出根拠を示すこと。	確認した周波数帯において、対象事業実施区域及びその周囲に生息している可能性があるコウモリ類について既往文献等を参考に抽出しました。
26	23. (667)の哺乳類予測対象種の確認状況における「●コウモリ類調査(バットディテクター調査・サーチライト調査)」において確認個体数が記載されているが、1個体の定義を示すこと。コウモリ類が照射範囲およびバットディテクター感知範囲の内外を巡回または往復飛行することは普通であり、同一個体の	確認個体数における1個体は目視により確認した場合にカウントをしています。なお、専門家の助言を踏まえ、予測には不確実性が高いことから事後調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必

No.	意見の概要	事業者の見解
	複数カウントである可能性が高いだろう。このことについてもヒアリングをおこなった哺乳類の専門家（大学名誉教授）の見解を記載すること。	要に応じて適切な措置を実施いたします。
27	24. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い（同定および死骸の保管方法）等について協議を行う必要がある。	事後調査の調査計画につきましては、環境影響評価手続で頂いたご指摘・ご意見、他事例の最新の調査手法等を参考に、専門家からの助言を踏まえて計画立案いたします。
28	25. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。	環境影響評価図書の縦覧については、図書の流用、乱用等を防ぐ目的から、環境影響評価法に定められた期間及び手法で行っております。

東京都世田谷区 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
29	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「HISE 株式会社」及び委託先「建設環境研究所」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	頂いたご意見につきましては、順番の並び替えを行わず、全文を掲載のうえ、それぞれに回答しています。
30	■2. 見解には該当ページの記載内容を明記すること 住民意見に対する事業者の見解をみると、「その結果を... 章に記載しました」(P287-P295)といった回答が頻出する。しかし、このような回答は、 <u>論点のすり替えが容易であり、アセス図書が縦覧期間をすぎれば、真偽を確認することができなくなる</u> ので「 <u>適切とは言えない</u> 」。よって、該当ページの内容を事業者見解に正確に引用し、さらに縦覧期間終了後の図書を『環境影響評価情報支援ネットワーク』に公開すること。	準備書段階で頂いたご意見につきましては、ご指摘を踏まえて事業者の見解を記載しております。なお、環境影響評価図書の縦覧については、図書の流用、乱用等を防ぐ目的から、環境影響評価法に定められた期間及び手法で行っております。
31	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	カットイン風速未満の風況でも制動をかけているわけでは無いため、カットイン風速未満でも場合によってはわずかに動く可能性はあります。
32	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	カットイン風速の設定変更は機械的には可能ですが、設定を変更後、試運転等により機能確認を行い、運用可能性を判断することとなります。
33	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	弱風時のフェザリングにつきましては、上記回答と同様、試運転等により機能確認を行い、運用可能性を判断することとなります。
34	■6. 「高度別飛翔状況の記録調査」の期間中に、録音機器の不具合による欠測期間はあったのか？	調査期間中において、録音機器の不具合によるデータの欠測はありませんでした。
35	■7. 「高度別飛翔状況の記録調査」について、事業者の使用した録音機器「SM4BAT FS」の設定状況「min	各値は以下の通りとなっています。 min trig freq : 16kHz

No.	意見の概要	事業者の見解
	trig freq」、「trigger level」、「max length」の値を述べよ。	trigger level : 12dB max length : 15 秒
36	<p>■8. 解析ソフト（カレイドスコープ）は過小評価で「不適切」</p> <p>p585 事業者はコウモリ類の音声解析にカレイドスコープ（Kaleidoscope Pro Analysis Software）を使用した。</p> <p>通常、屋外の録音ファイルには、ノイズがあり、ノイズの中にコウモリの音声が入り混じっていることが多いが、カレイドスコープではこのノイズに混じったコウモリの音声は抽出されない。このことは環境省の委託報告書にも記載されている※。</p> <p>コウモリの音声解析をソフトに頼ると過小評価となるので不適切である。よって、全てのファイルを人間が再チェックする必要がある。</p> <p>※「令和 2 年度 コウモリ類生息調査委託業務 報告書」（アジア航測株式会社、令和 3 年）</p>	<p>コウモリ類の飛行状況等を考慮すると、データの取得のされ方には様々なパターンが想定され、仮にすべてのファイルを人間がチェックする場合、その判断・抽出によってデータの中立性が損なわれる可能性があると考えております。そのため、ノイズ抽出は解析ソフトで実施しています。</p>
37	<p>■9. 録音機器「SM4BAT FS」の探知可能距離の記載がないのは「不適切」</p> <p>そもそも事業者が使用したバットディテクター「SM4BAT FS」のマイク「SMM-U1」は、何メートル先のコウモリを探知できたのだろうか、記載がない。メーカーホームページによれば後継のマイク「SMM-U2」のほうが感度が優れているという。よって、SMM-U1 の探知限界距離を周波数帯別に記載せよ。</p> <p>なお、前提条件を記載すれば、必ずしも「一概に示す」必要はない。また、距離は 10m 単位としても構わない。メーカーホームページに記載していないのはすでに承知しているので、事業者自らが簡易にテストをして客観的な距離を示すこと。</p>	<p>バットディテクターの探知可能距離については、個体の発する音圧や現地の気象条件によって変動するものと考えられますので、一概にはお示しできません。また、事業者によるテストについても、上記の理由から客観的な距離として示すのは適切ではないと考えています。</p>
38	<p>■10. マイクの上下の向きが記載していないのは「不適切」</p> <p>高度別録音調査の地上 10m と地上 50m のマイクの向き（上向きか下向きか）が記載していない。</p>	<p>マイクの指向性を考慮し、地上 10m では横向き、地上 50m では上向きに設置しました。</p>
39	<p>■11. コウモリの影響予測が「杜撰で不適切」1</p> <p>p772 ヒナコウモリ科の一種（20kHz）のブレードタワー等への接近接触をみると、「高度別飛行状況の記録によると主に高度 10m 付近を利用しているものと考えられ、ブレードの高さまで飛行する可能性は低いと考えられることから、ブレードタワー等への接近接触による影響は小さいと考えられる」とある。</p> <p>果たして本当か？</p> <p>検証のため P595 を当方が集計したところ、20kHz 前後のファイル数は、10m が 128 ファイル、50m が 13 ファイルであった。しかしこれは数値のまやかしがある。</p> <p>上記、事業者の予測の前提条件は、バットストライクは「地上 50m で起こる」ということだか、バットストライクはブレードの回転する範囲で生じる可能性がある現象だ。p54 に事業者の設置する風車のブレードの回転範囲は地上 31m から 147m とあるが、つまり地上 31m から 147m が危険な空域（高度 M）だ。しかし、なぜか事業者は地上 30m 台の調査をしていない。さらにマイクの設置向きや、探知限界距離の記載がない。</p> <p>そこで、上記の集計結果から単純計算すると、地上 31m の高さであれば 67 ファイル、つまり地上 10m を 100% とすると、その 52% がブレード回転範囲に相当する高さに出現することになる。</p>	<p>高度別飛行状況の記録の結果については、専門家へのヒアリングにおいて、「今回の調査結果だけではブレード範囲内をコウモリ類が飛行しないとは断定できない」という助言を頂いたため、事後調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を実施いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>よって、「ブレードの高さを飛翔する可能性」はむしろ高く、「影響は小さい」とは言えない。 事業者は、事後調査をする前に、追加的保全措置を講じる必要があるだろう。</p>	
40	<p>■12. コウモリの影響予測が「杜撰で不適切」2 p772 ヒナコウモリ科の一種 (20kHz) のブレードタワー等への接近接触をみると、「高度別飛翔状況の記録によると主に高度 10m 付近を利用しているものと考えられ、ブレードの高さまで飛翔する可能性は低いと考えられることから、ブレードタワー等への接近接触による影響は小さいと考えられる」とある。 事業者の定性的予測は、地上 10m は 50m より音声ファイルが少ないから影響が小さいという論法だが、これは「周りにいるから開発しても大丈夫」という 30 年前に流行したアセスの予測評価と同じ論法である。事業者の委託先「建設環境研究所」は、高度別飛翔状況の目的を全く理解していない、実に嘆かわしい非科学的な「研究所」である。</p>	<p>高度別飛翔状況の記録の結果については、専門家へのヒアリング結果を踏まえ、予測には不確実性が高いことから事後調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を実施いたします。</p>
41	<p>■13. コウモリの影響予測が「杜撰で不適切」3 p772 ヒナコウモリ科の一種 (20kHz) のブレードタワー等への接近接触をみると、「高度別飛翔状況の記録によると主に高度 10m 付近を利用しているものと考えられ、ブレードの高さまで飛翔する可能性は低いと考えられることから、ブレードタワー等への接近接触による影響は小さいと考えられる」とある。 事業者の定性的予測は、地上 10m は 50m より音声ファイルが少ないから影響が小さいという論法だが、これは「周りにいるから開発しても大丈夫」という 30 年前に流行したアセスの予測評価と同じ論法である。むしろ地上 50m でもコウモリが確認されており、影響（バットストライク）が発生するのは必至である。</p>	<p>高度別飛翔状況の記録の結果については、専門家へのヒアリング結果を踏まえ、予測には不確実性が高いことから事後調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を実施いたします。</p>
42	<p>■14. p292 高所録音調査の地点が 1 地点のみ、かつ住民意見を無視したのは「不適切」 風車は 13 基（方法書では 17 基）も設置するのに、高所録音調査地点（高度別飛翔状況の記録）がたったの 1 地点のみでは不十分だ。という住民意見を事業者らは無視した (p292)。 事業者の委託先及び専門家は、「<u>高所録音調査 1 地点のみで、13 基全てのバットストライクを予測できる</u>とした科学的根拠（論文名）を述べなくてはならない。</p>	<p>準備書に調査結果を記載した現況調査の開始時点においては、風況観測塔を大黒山 1 か所にのみ設置しており、周囲には高高度の建造物がないため高所録音調査はこの 1 地点でのみで実施していました。新たに芝山の 1 か所においても風況観測塔を設置して風況調査を実施しているため、2021 年 5 月から同地点でも高所録音調査を実施しています。その結果については評価書に記載し、両地点のデータを併せて予測・評価を見直す方針としています。</p>
43	<p>■15. p292 長期録音調査の地点が 1 地点のみで「不適切」2 風車は 13 基（方法書では 17 基）も設置するのに、高所録音調査地点（高度別飛翔状況の記録）がたったの 1 地点のみでは不十分だ。という住民意見を事業者らは無視した (p292)。 p354 の図を見るとバットディテクターによる長期間録音調査地点から、北側と南側の風車までそれぞれ 2km も離れている。通常、バットディテクターの探知可能距離は 10-20m 程度である。2km 先の高空のコウモリを把握できるはずがない。「高度 50m でコウモリ類の音声が少ない」のは、たまたま調査地点がコウモリの飛翔ルートから外れていただけではないのか。</p>	<p>準備書に調査結果を記載した現況調査の開始時点においては、風況観測塔を大黒山 1 か所にのみ設置しており、周囲には高高度の建造物がないため高所録音調査はこの 1 地点でのみで実施していました。新たに芝山の 1 か所においても風況観測塔を設置して風況調査を実施しているため、2021 年 5 月から同地点でも高所録音調査を実施しています。その結果については評価書に記載し、両地点のデータを併せて予測・評価を見直す方針としています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
44	<p>■16. 「回避」と「低減」の言葉の定義について p289『「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ』との意見に対し事業者は、『「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な隔離を確保するなどの対応を図ることと考えています。一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しを含め、対策を検討、適用することと考えています』と述べている。</p> <p>①上記、「事業者が考える定義」については、一体どこから引用したのか？引用元を記載せよ。</p> <p>②日本のアセス手続きは、「影響の回避または低減」について「自分で考えた定義を適用してもよい」のか？</p>	<p>左記の用語の定義については、環境影響評価の手続における一般的な考え方について事業者としての見解を示したものです。</p>
45	<p>■17. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、海外のガイドラインには「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であると記載してある。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2 014” EUROBATSPublication Series No.6」, (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/document/s/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/document/s/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p>	<p>「ライトアップしない」ことはコウモリ類の餌となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことで、餌を追って飛来するコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させることをねらう考えですが、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすことはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと理解しています。</p>
46	<p>■18. コウモリの保全措置について 国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大盤のコウモリが死んでいるものと予測される。益獣が死ぬと住民に不利益が生じる。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45 個体 (4 種、1~32 個体)、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド) 福島県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体 合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評</p>	<p>現時点で実行可能な環境保全措置を実施し、事後調査により影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、追加的保全措置の実施について改めて検討する予定です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>価書（公開版）」（平成 31 年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体 合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所 環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体 合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」（令和 2 年 10 月、コスモエコパワー株式会社）岩手県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体「（仮称）新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体「（仮称）新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県</p> <p>※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」（令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力）高知県</p> <p>※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「瀧上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（公開版）」（令和 3 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY）秋田県</p> <p>※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価報告書」（2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体 合計 4 個体「掛川風力発電事業 環境影響評価事後調査報告書」（令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム 環境影響評価報告書」（令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）宮城県</p>	
47	<p>■19. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p>	<p>事後調査については、野生生物について豊富な知識と経験をお持ちの専門家のご助言及び関係機関のご意見も踏まえて適切な調査計画を立案し、調査を実施します。これらの調査結果については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年、経済産業省）に従い公的機関での図書縦覧やインターネットでの公表により、</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	<p>多くの方々に確認頂くことができるものと考えております。</p> <p>また、環境保全措置につきましても、事後調査による影響把握を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その影響内容や影響要因等を把握し、最新の知見を参考に、専門家の助言を踏まえて検討いたします。</p> <p>なお、風車の稼働後も、地域の方々を中心とした各種ご意見につきましては承る予定であり、地域にご理解頂ける事業を進めていく所存です。</p>
48	<p>■20. コウモリ類の死骸探索調査について          コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、  <u>①コウモリ類の死骸探索は、1 基あたり 7 日～10 日間隔の頻度で行っていただきたい</u>  <u>②死骸探索調査は日の出より開始して頂きたい。</u>          *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	事後調査の調査計画（調査方法、調査期間及び調査頻度等）につきましては、頂いたご意見のほか、今後の環境影響評価手続におけるご指摘や専門家の助言を踏まえ、適切な計画を立案いたします。
49	<p>■21. コウモリ類の死骸探索調査について？          前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的」示して頂きたい。</p>	事後調査の調査計画（調査方法、調査期間及び調査頻度等）につきましては、頂いたご意見のほか、今後の環境影響評価手続におけるご指摘や専門家の助言を踏まえ、適切な計画を立案いたします。
50	<p>■22. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること          コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」示して頂きたい。</p>	死骸調査は生物調査の経験者により実施する予定です。
51	<p>■23. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること          国内事例によればバットストライクは春季（4 月）※1 や秋季（10 月下旬）※2 にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4 月から 11 月まで徹底的に実施』して頂きたい。          ※1「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）          ※2「石狩湾新港風力発電所 環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）</p>	事後調査の調査計画（調査方法、調査期間及び調査頻度等）につきましては、頂いたご意見のほか、今後の環境影響評価手続におけるご指摘や専門家の助言を踏まえ、適切な計画を立案いたします。
52	■24. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること	事後調査の調査計画（調査方法、調査期間及び調査頻度等）につきましては、頂い

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録して頂きたい。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p>	<p>たご意見のほか、今後の環境影響評価手続におけるご指摘や専門家の助言を踏まえ、適切な計画を立案いたします。</p>
53	<p>■25. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>本事業では、コウモリ類について、調査の計画段階から調査・予測の結果まで専門家に助言をいただきながら実施しています。また、予測結果においても、不確実性を多分に含むため、環境保全措置については、事後調査による影響把握を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その影響内容や影響要因等を把握し、最新の知見を参考に、専門家の助言を踏まえて検討いたします。</p>

福島民友新聞（令和3年9月14日付）

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)芝山・大黒山風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 HSE株式会社  
取締役社長 石田 桂
- 二、対象事業の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
（仮称）芝山・大黒山風力発電事業
- 三、対象事業実施区域 福島県石川郡平田村、石川郡古殿町、いわき市の行政境界付近
- 四、関係地域の範囲 福島県石川郡平田村、石川郡古殿町、いわき市
- 五、縦覧の場所 福島県生活環境部環境共生課 平田村役場1階、古殿町役場 総務課、いわき市役所1階、いわき市役所三和支所（いずれも開庁時のみ）  
電子縦覧 <https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>  
期間 令和三年九月十四日(火)から十月十三日(水)まで
- 六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を記載の上、令和三年十月二十七日(水)までに、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、「八、問合せ先」へ郵送下さい(当日消印有効)
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 古殿町上山上婦人・若者等活動促進施設  
（福島県石川郡古殿町大字山上字竹貫田200）  
令和三年九月二十三日(木) 十九時から二十一時まで  
古殿町大久田多目的集会センター  
（福島県石川郡古殿町大字大久田字石神52）  
令和三年九月二十四日(金) 十九時から二十一時まで  
※新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえて延期等する場合は、弊社ホームページでお知らせします。また、平田村及びいわき市での開催も予定していますが、感染症の情勢を踏まえて決定します。
- 八、問合せ先 HSE株式会社  
事業開発第一グループ  
〒317-0073  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
電話 0294(55)78008

福島民報（令和3年9月14日付）

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)芝山・大黒山風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 HSE株式会社  
取締役社長 石田 桂
- 二、対象事業の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
（仮称）芝山・大黒山風力発電事業
- 三、対象事業実施区域 福島県石川郡平田村、石川郡古殿町、いわき市の行政境界付近
- 四、関係地域の範囲 福島県石川郡平田村、石川郡古殿町、いわき市
- 五、縦覧の場所 福島県生活環境部環境共生課 平田村役場1階、古殿町役場 総務課、いわき市役所1階、いわき市役所三和支所（いずれも開庁時のみ）  
電子縦覧 <https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>  
期間 令和三年九月十四日(火)から十月十三日(水)まで
- 六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を記載の上、令和三年十月二十七日(水)までに、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、「八、問合せ先」へ郵送下さい(当日消印有効)
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 古殿町上山上婦人・若者等活動促進施設  
（福島県石川郡古殿町大字山上字竹貫田200）  
令和三年九月二十三日(木) 十九時から二十一時まで  
古殿町大久田多目的集会センター  
（福島県石川郡古殿町大字大久田字石神52）  
令和三年九月二十四日(金) 十九時から二十一時まで  
※新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえて延期等する場合は、弊社ホームページでお知らせします。また、平田村及びいわき市での開催も予定していますが、感染症の情勢を踏まえて決定します。
- 八、問合せ先 HSE株式会社  
事業開発第一グループ  
〒317-0073  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
電話 0294(55)78008

広報ひらた（令和3年9月10日発行）

**（仮称）芝山・大黒山風力発電事業  
環境影響評価準備書の縦覧、住民  
意見受付及び説明会のお知らせ**

■事業者の名称  
HSE株式会社

■事業実施区域  
平田村、古殿町、いわき市の行  
政界付近

■縦覧期間  
9月14日(火)～10月13日(水)  
8時30分～17時15分

■縦覧場所  
平田村役場 1階ロビー  
事業者ホームページでも  
ご覧になれます。

■意見受付  
縦覧場所に備え付けてある意見  
書箱に投函、または、10月27日(水)  
までに郵送（当日消印有効）

■説明会について  
事業実施区域の近隣地区におい  
て説明会の開催を予定していま  
す。

■意見の郵送先・問い合わせ  
HSE株式会社 事業開発第一グループ  
〒317-0073  
茨城県日立市幸町3丁目2番2号  
☎029415517808  
（土日祝日を除く、8時45分～17時10分）



古殿町行政だより（令和3年9月15日発行）

## **(仮称)芝山・大黒山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧・ 住民意見受付及び説明会のお知らせ**

### ■事業者の名称

HSE株式会社

### ■対象事業実施区域

福島県石川郡古殿町、石川郡平田村、いわき市の行政界付近

### ■対象事業の名称

(仮称)芝山・大黒山風力発電事業

### ■縦覧場所

古殿町役場総務課

(企画推進係 ☎53-4611)

### ■縦覧期間

令和3年9月14日(火)～10月13日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝を除く)

### ■インターネットによる公表

事業者ホームページ

(<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/index.html>)

### ■意見受付

令和3年9月14日(火)～10月27日(水)までに

縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函、

または、郵送(当日消印有効)

### ■説明会について

#### ①上山行政区説明会

日時・・・令和3年9月23日(木) 午後7時～午後9時

場所・・・上山婦人・若者等活動促進施設

(古殿町大字山上字竹貫田200)

#### ②大久田行政区説明会

日時・・・令和3年9月24日(金) 午後7時～午後9時

場所・・・大久田多目的集会センター(古殿町大字大久田字石神52)

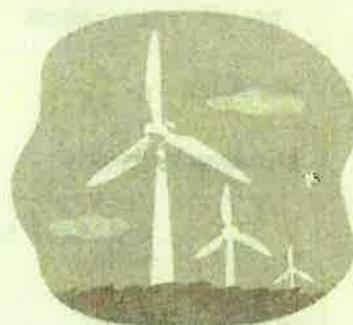
### ■意見の郵送先及びお問い合わせ先

HSE株式会社 事業開発第一グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号

☎0294-55-7808

(土日祝を除く、午前8時45分～午後5時10分)



福島県 ウェブサイト

**(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業**

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2021年9月14日更新

〈更新情報〉

令和3年9月14日：環境影響評価準備書に係る縦覧手続きが開始されました。

- ・ 縦覧期間：令和3年9月14日から令和3年10月13日まで
- ・ 意見書の提出期限：令和3年10月27日まで
- ・ 縦覧書籍の設置場所：下表のとおり。
- ・ 説明会日程（予定）：下表のとおり。（新型コロナウイルス感染症等の影響により、日程が変更となる場合がありますので、日程についてあらかじめ事業者にお問い合わせください。）
- ・ お問い合わせ先：HSE株式会社（電話：0294-55-7808）

事業の名称	(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業	
事業者	HSE株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置の工事業	
事業の規模	出力	最大51,000kW（単機出力最大4,200kWの風力発電機を最大13基設置）
関係地域（※）	いわき市、平田村、古殿町	
準備書	公告日	令和3年9月14日
	縦覧期間	令和3年9月14日から令和3年10月13日まで
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課（県庁西庁舎8階）、 平田村役場1階、古殿町役場総務課、 いわき市役所1階、いわき市役所三和支所 事業者ホームページ <a href="https://www.h-sustainable-energy.co.jp/">https://www.h-sustainable-energy.co.jp/</a>
	意見書提出期間	令和3年9月14日から令和3年10月27日まで
	説明会の開催	古殿町上山上婦人・若者等活動促進施設（令和3年9月23日 午後7時～午後9時） 古殿町大久田多目的センター（令和3年9月24日 午後7時～午後9時） ※平田村及びいわき市での開催も予定していますが、新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえて決定します。
	意見数	
	公聴会の開催	-
福島県環境影響評価審査会	開催日	
知事意見	通知日	

## いわき市 ウェブサイト

## 環境影響評価図書の縦覧について (HSE(株))

ライフメニューから探す

ウェブサイト

お問い合わせ

メニュー

LINEで見る

更新日：2021年9月14日

妊娠・出産

子育て

入学・入学

結婚・離婚

引越し・住まい

就職・退職

高齢・介護

お悔やみ

よくある質問

## 環境影響評価図書を縦覧する事業について

(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業環境影響評価準備書 (HSE(株))

## 縦覧期間

令和3年9月14日(火)～令和3年10月13日(水) (開庁時のみ)

## 縦覧場所 (市内)

いわき市役所 本庁舎1階 (平字梅本21)

いわき市役所 三和支所 (三和町下市置字竹ノ内114-1)

## インターネットによる公表 (令和3年10月13日(水)まで)

[事業者ホームページはこちら](#)

## 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函いただくか、事業者ホームページから意見書様式をダウンロードし、期限内に提出先まで郵送してください。

## 意見書の記載事項

1. 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2. 意見書の提出の対象である準備書の名称
3. 準備書について、環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

## 意見書の提出期限

令和3年10月27日(水) (当日消印有効)

## 意見書の提出先及び問合せ先

HSE株式会社 事業開発第一グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号 電話：0294-55-7808

## 住民説明会の開催日時及び場所 (市内)

未定 (新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ開催)

HSE 株式会社

社会価値創造企業をめざして

地球環境を考え、社会の発展と豊かなくらしの  
 実現のため、新しい価値を創造し提供いたします。



当社からのお知らせ



「(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業 環境影響評価準備書」

本準備書は「(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業」に係る環境影響  
 評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、  
 「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

- 00 準備書 表紙・目次 (PDF形式)
- 01 準備書 第1章 (PDF形式)
- 02 準備書 第2章 (PDF形式)
- 03 準備書 第3章 (PDF形式)
- 04 準備書 第4章 (PDF形式)
- 05 準備書 第5章 (PDF形式)
- 06 準備書 第6章 (PDF形式)
- 07 準備書 第7章 (PDF形式)
- 08 準備書 第8章 (PDF形式)
- 09 準備書 第9章 (PDF形式)
- 10 準備書 第10章 (PDF形式)
- 11 準備書 第11章 (PDF形式)
- 12 準備書 第12章 (PDF形式)
- 13 準備書資料編 (PDF形式)
- 14 要約書 (PDF形式)
- ご意見記入用紙 (PDF形式)

(意見書の受付期間)  
 令和3年9月14日(火)～令和3年10月27日(水)まで

(意見書の提出方法)  
 意見書をダウンロードいただき、上記期間まで下記送付先へ郵送く  
 ださい  
 (当日消印有効)

(送付先)  
 〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
 HSE株式会社 事業開発第一グループ 宛

お問い合わせ

関連リンク

再生可能エネルギー

三菱HCキャピタルグループの再  
 生可能エネルギー事業で、事業計  
 画から運転開始・保守サービスま  
 で、お客様の事業をフルサポー  
 トします。

環境活動

三菱HCキャピタルグループの特  
 続可能な社会・環境の実現に向け  
 た活動を紹介します。



福島県庁 環境共生課



平田村役場 1階



古殿町役場 総務課



いわき市役所 1階



いわき市役所 三和支所

